

学内無線LAN利用申請書

20 年 月 日

学科・専攻

学籍番号

氏 名

【注意事項】

本学学内LANを利用するにあたって、禁止する事項は下記のとおりです。下記の項目に違反した場合は、利用資格の取消等の措置を取ることがあります。また、その内容が悪質で本学の学生としてあるまじき行為と認定された場合は、罰則の対象となります。

- (1) SSID・パスワードの第三者への開示
- (2) 営利行為等の利用の原則に反する行為
- (3) ネットワーク上の他者に迷惑を与える等のネチケットに反する行為
- (4) プライバシー・著作権の侵害等の法令に反する行為
- (5) システムの運用に支障を及ぼす行為
- (6) システムの不正な利用またはそれを助ける行為
- (7) システムを不当に占有または浪費する行為
- (8) 本学の名誉を傷つける行為

また、よりよい通信環境を維持するため利用をしないときは、WIFIをOFFにするように心がけて下さい。

※無線LANの設定の際には、本書面と実際に接続する機器をICT教育センターに持参し、設定作業を依頼すること。

昭和学院短期大学 ICT教育センター
ICT活用委員会